

調達管理番号：20a00071

国名：ラオス

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：ラオス国クリーン農業開発プロジェクト（野菜生産計画指導）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：野菜生産計画指導
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年5月中旬から8月中旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.30M/M、現地 1.70M/M、合計 2.0 M/M
- (3) 業務日数：
 - 国内準備 3日、現地業務 51日、国内整理 3日
 - 現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)
(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年4月21日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務	野菜栽培技術の指導に係る各種業務
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ラオスでは、労働人口の7割以上が農業に従事しており、農村地域の雇用を支える重要な産業である。近年、ラオス政府は食の安全性を向上させるためクリーン農業¹の生産を推進しており、周辺国に比べ農薬や化学肥料の投入が少ないラオス農業の強みを活かした取り組みを強化している。しかし、市場が求める品質を確保し、かつ、消費者の信頼に応えるクリーン農産物を安定的に生産できる生産者は未だに限定的であり、また、生産者がクリーン農産物を販売するための市場開拓や販路拡大も進んでないのが現状である。

このため、2017年11月から「ラオス国クリーン農業開発プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を開始し、ラオス17県のうち4県（ビエンチャン市、ルアンパバン県、サイヤブリ県及びシェンクアン県）をパイロット県として選定し、クリーン農産物の生産や品質管理等の技術向上に向けた支援を実施するとともに、中央及び県や郡レベルの農林省職員が生産者と購買者の仲介役として、生産現場やフードバリューチェーン（FVC）の整備を含めたマーケティング指導ができるよう、技術指導・体制強化への支援を実施している。更に、流通業者や購買者にクリーン農業の価値を広く理解してもらい、需要を喚起するための啓発活動を支援している。これにより、クリーン農産物の生産・供給の拡大と、市場ニーズへの対応や販路拡大を図ることを目指している。

これまでにプロジェクトでは、対象県においてベースライン調査や市場調査を実施し、主に有機野菜の供給量や販売金額のデータ収集・分析と生産者への聞き取りを行った。その結果、生産者がクリーン農産物（特に有機野菜）の生産を行う際の課題として、以下の課題が浮き彫りになった。

- ① 雨季（6月～9月頃）の有機野菜の供給量不足（特に果菜：トマト、トウガラシ、葉菜：ブロッコリー、キャベツ、ハクサイ、根菜：ニンジン等）
- ② 有機野菜の対象品目が限定的（比較的短期間で容易に収穫できる葉菜（空心菜、菜心、アマランサス等）が中心。）
- ③ 生産者グループによる市場・需要者のニーズに応じた有機野菜の生産計画に関する経験不足
- ④ 生産者グループによる有機野菜の生産・販売のための組織体制の未整備

¹ ラオスの農業政策の中でクリーン農業は、①有機農業（Organic Agriculture: OA）、②農業生産工程管理（Good Agriculture Practice: GAP）、③化学農薬を使用しない農業（Non-chemical Agriculture）、④伝統的農業（Traditional Agriculture）の4つのモジュールから構成される。

本プロジェクトでは、「市場ニーズに基づいたクリーン農産物の供給が促進される」というプロジェクト目標を達成するため、上記の野菜生産全般に係る課題を克服することが必須であり、そのため、本分野について専門性を有し、必要な指導・助言を適時・適切に行うための短期専門家の派遣を行うものである。これにより、首都ビエンチャン等で普及が進みつつある野菜や果物の有機農業を中心に支援を行う。なお、昨年は上記①と②に対する課題解決の取組みとして、市場ニーズの高いトマトやニンジンを対象としたビニールハウスによる雨除け対策及び高畝栽培による技術の検証を行っている。

7. 業務の内容

本プロジェクトでは、ラオス農林省農業局、同クリーン農業基準センター、各パイロット県農林局（PAFO）農業課、郡農林事務所（DAFO）をカウンターパート（以下「C/P」）機関としている。プロジェクトは3年目を迎え、2020年度はパイロット県における生産者グループによる有機野菜の生産・供給の拡大及び市場・需要者ニーズに対応した販路の拡大を図るための取組みに注力する。このため、本業務ではパイロット県の生産者グループに対し、上述の①と②の課題解決に向けた有機野菜の生産方法を検証するとともに、③の生産者グループによる市場・需要者ニーズに応じた有機野菜の生産計画づくりの強化に注力し、生産者グループの目線に立った理解しやすい指導・助言を実施する。更に、④に関しては、有機野菜の市場・販路の拡大とFVCの構築を見据え、生産者グループの生産・販売管理のための組織体制の強化に対する取組みについて検討を行う。特に、③及び④の活動実施に際しては、既存の有機農業マーケットや流通業者、スーパーマーケット、レストラン等を対象とした取組みを行う。

また、本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、日本人専門家チーム（短期専門家含む）と協議・調整しつつ、担当分野に係る活動を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2020年5月中旬）

- ① 既存のJICA報告書やプロジェクトの参考資料、他ドナー報告書、ラオス政府作成の関連報告書等を参照し、予定されている有機野菜生産、生産計画及び生産者グループの組織体制に係る課題について資料整理を行う。
- ② 上記①で整理した資料に基づき、現地業務工程表（案）を含むワークプラン案（英文）を作成し、JICA農村開発部、JICAラオス事務所及び日本人専門家チームと協議を行う。

（2）現地業務期間（2020年5月下旬～7月中旬）

- ① 上記（1）②で作成したワークプラン案に基づき、日本人専門家チーム及びC/P機関とパイロット4県の生産者グループを訪問し、現地派遣期間中の業務方針・業務工程等についての詳細を打合せる。
- ② 上記（2）①を踏まえ、パイロット4県の市場・需要者ニーズに基づいた生産者グループによる有機野菜の生産計画及び組織体制強化を中心とした技術指導（研修・ワークショップ等の実施を含む）の内容を確定し、ワークプランを最終化する。
- ③ 上記（2）①及び②を踏まえ、パイロット4県の生産者グループに対する技

術指導を企画、実施する。更に、活動で実施した技術指導や研修・ワークショップ等については、派遣完了後も C/P 機関が主体となって実施できるよう、マニュアル／ガイドライン等の形式でとりまとめる。なお、とりまとめの方針、内容については日本人専門家チーム及び C/P 機関と打合せの上、進めることとする。

- ④ 現地業務終了に際し、日本人専門家チーム、C/P 機関及び JICA ラオス事務所に現地業務結果を報告の上、③の活動を通じて作成された提言を含む現地業務結果報告書（英文）を提出する。

(3) 帰国後整理期間（2020年7月下旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を農村開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン
英文3部（JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、C/P 機関へ各1部）
- (2) 現地業務結果報告書
英文3部（JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、C/P 機関へ各1部）
- (3) 専門家業務完了報告書
和文2部（JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所へ各1部）
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本発バンコク経由ビエンチャン往復を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は、上記「7. 業務の内容記載の派遣期間」の通りです。

② 現地での業務体制

本プロジェクトチームの業務体制は以下の通りです。

- ア) チーフアドバイザー／（JICA直営長期専門家）
- イ) 農学（JICA直営長期専門家）
- ウ) 業務調整／広報（JICA直営長期専門家）

③ 便宜供与内容

本プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下の通りです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり

- ウ) 車両借上げ：あり（原則として、プロジェクト車を利用）
- エ) 通訳備上：プロジェクトにおいて必要に応じて手配
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じてアレンジしますが、一部は当該専門家自身が行う場合もあります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィスにおける執務スペースの提供あり。

④ 公用旅券の手配支援

本案件の派遣期間は 30 日を超えるため、公用旅券での渡航となります。必要書類をご準備頂くようお願い致します。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_voyage_20191227.pdf

（参照：国別渡航情報一覧（2019年12月27日））

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8425）にて配布します。

- ・ 専門家業務完了報告書及びプロジェクトの参考資料

- ア) 本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。

- ・ 「クリーン農業開発プロジェクト事業事前評価表」

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1600278_1_s.pdf

- イ) ラオス開発援助研究会の報告書（第 6 章 ラオスにおける有機農業の現状、課題と対応）

https://www.jica.go.jp/laos/office/information/report/ku57pq00002ua457-att/chapter_06.pdf

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① ラオス国の種子輸入に係る法令が未整備のため、日本からの種子の持ち込みは不可とします。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業

務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やラオス政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定致します。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上